

経営事項審査の主な改正事項

(令和5年1月1日・一部令和4年8月15日改正)

【令和5年1月1日改正】

(1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 1 W1-9 ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の審査基準及び評点
- 2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
- 3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容
- 4 W7 建設機械の保有状況の改正内容
- 5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

【令和4年8月15日改正】

(2) その他改正事項(監理技術者講習受講者の経審上の加点関係)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



(1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」に新設した「ワーク・ライフバランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとした。
- また、「建設機械の保有状況(W7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加点対象を拡大・追加することとした。

【現行】

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況 ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法廷外労災制度の加入状況	(45) -40 -40 -40 15 15 15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15
W8 國際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①ISO9001 ②ISO14001	(10) 5 5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
合計(最高点)	217

【改正後】

項目	評点(最大)
W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法廷外労災制度の加入状況 ⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 ⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 ⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	(77) -40 -40 -40 15 15 15 2 10 5 15] 新設
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の他に加点対象を拡大)	15 → 拡大
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①品質管理に関する取組(ISO9001) ②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)	(10) 5 5 → 追加 (EA21は3点)
合計(最高点)	237

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。(詳細は(1)-3参照)

(1)-1 W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。

認定の区分		配点	取得している認定のうち 最も配点の高いものを評価 (最大5点)
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5	
	えるぼし(第3段階)	4	
	えるぼし(第2段階)	3	
	えるぼし(第1段階)	2	
	プラチナくるみん	5	
次世代法に基づく認定	くるみん	3	(例) 「プラチナえるぼし認定」「トライくるみん認定」「ユースエール認定」 を取得している場合 ⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点
	トライくるみん	3	
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4	

- ※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する
 ※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象としない

(1)-2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国以外の工事
 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 ③ 災害応急工事
- [工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事]
 [建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事]
 [防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事]

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
 ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

(1)-3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- W1-10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。
※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない
- 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更することとする。



係数変更による影響例

	2023/3期	2024/3期
W点の合計値	100	100
(W)	950	875
(P)への換算値	142.5	131.25

係数の変更

$$\text{換算式} = \frac{\text{W点の合計値}}{\text{W点項目ごとの合計点数}} \times \text{係数} = \frac{100}{200} \times 1.900 = 95.0$$

$$\text{係数変更後} = \frac{\text{W点の合計値}}{\text{W点項目ごとの合計点数}} \times \text{係数} = \frac{100}{200} \times 1.750 = 87.5$$

○ W点の変更がなかった場合を仮定
(W点各項目合計100点)

○ 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、
P点は、約11.25点下がることとなる。

参考 現行のP点(総合点)への換算式

$$(W) = W\text{点項目ごとの合計点数} \times \text{係数} 1900/200$$

$$(P) = (X_1) \times 0.25 + (X_2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$$

(1)-4 W7 建設機械の保有状況の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。

※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点

- 現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、加点対象建設機械を拡大

法令根拠	機種	検査方法
安衛法施行令	ショベル系掘削機	特定自主検査
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	
	モーターグレーダー	
	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査
ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5t以上)	自動車検査

現在の加点対象



道路運送車両法	ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械 解体用機械 高所作業車(作業床の高さ2m以上)	特定自主検査

追加される建設機械

(1)-5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 環境への配慮に関する取組として、国際標準化機構が定めた規格によるISO14001の登録状況を評価しているところ、脱炭素化に向けた取組が加速する中、環境問題への取組を適切に評価する観点から環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況を加点対象に追加することとした。
- エコアクション21はISO14001に比べ、認定にあたっての審査基準が少なく、また認証手続も簡便であることから、ISO14001の5点より下位の3点とし、いずれの認証も取得している場合には、これらの評点の合算は行わないこととする。

○ W8における各認証の配点

取組	認証名	配点
品質管理	ISO9001	5
環境配慮	ISO14001 エコアクション21	5 3

※エコアクション21についても国際標準化機構が定めた規格による登録と同様に、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には加点しない

○ 認証の取得状況によるW8の配点表

	ISO9001登録有	ISO9001登録無
ISO14001登録有	エコアクション21登録有 エコアクション21登録無	10点 5点
ISO14001登録無	エコアクション21登録有 エコアクション21登録無	8点 3点 5点 0点

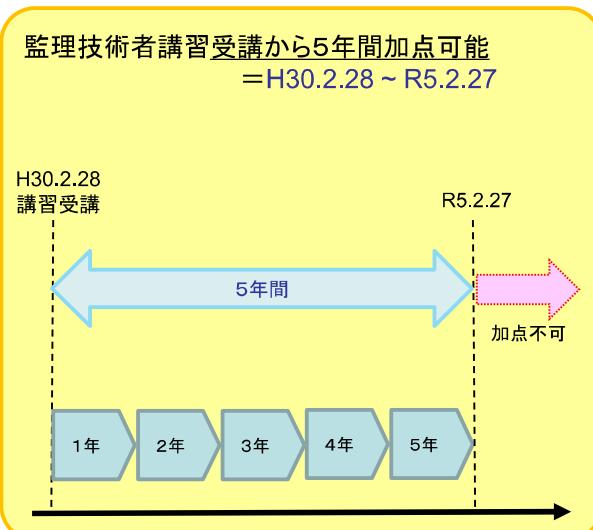
(2) 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

令和4年8月15日以降の申請で適用

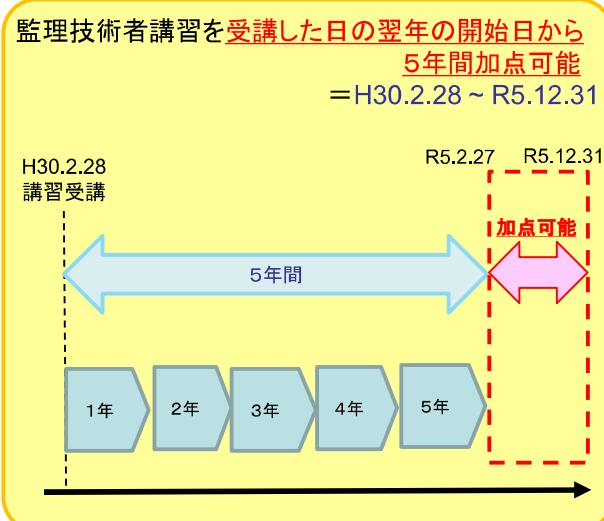
- 技術力(Z)の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としているところ、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じていた
- 加点可能な期間を「講習修了日の属する年の翌年から5年間」とした
- この改正は、令和4年8月15日以降の申請に適用する

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】



【改正後】



経営事項審査の主な改正事項 (令和3年4月1日改正)

- ① 技術職員数(Z_1)に係る改正
- ② 労働福祉の状況(W_1)に係る改正
- ③ 建設業の経理の状況(W_5)に係る改正
- ④ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目(W_{10})の新設



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

① 技術職員数(Z_1)に係る改正

- 改正建設業法において新設された監理技術者補佐は、主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者(※)
- 経審上は、主任技術者相当の者より上位であり、監理技術者相当の者より下位である、4点として評価

評点	技術職員区分		資格
6点	1級監理受講者	技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者	
5点	1級技術者	技術者を対象とする国家資格の1級を有する者(上記を除く) 技術士法に基づく資格を有する者(上記を除く)	・1級建設機械施工技士(建設業法) ・1級土木施工管理技士(建設業法) ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等
4点	監理技術者補佐	監理技術者を補佐する資格を有する者	・1級建設機械施工技士補(建設業法) ・1級土木施工管理技士補(建設業法) 等
3点	基幹技能者等	登録基幹技能者講習の修了者 能力評価基準によりレベル4と判定された者	・登録電気工事基幹技能者 等
2点	2級技術者	能力評価基準によりレベル3と判定された者 技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者	・2級建設機械施工技士(第1種～第6種)(建設業法) ・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) ・1級左官技能士(職業能力開発促進法) ・登録基礎ぐい工事試験の合格者(建設業法) 等
1点	その他技術者	技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験を有する者 実務経験による主任技術者	・第2種電気工事士(電気工事士法)+実務3年 ・電気主任技術者(電気事業法)+実務5年 ・給水措置工事主任技術者(水道法)+実務1年 ・2級左官技能士(職業能力開発促進法)+実務3年 ・指定学科卒業後、3年または5年の実務経験を積んだ主任技術者(建設業法第7条) ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等

② 労働福祉の状況に係る改正

四上 30 題目

従来

法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している場合に加点

○ 評価対象となる補償制度の提供者

全日本火災共済協同組合連合会 （中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者）
公益財団法人建設業福祉共済団
一般社団法人全国建設業労災互助会 } （平成17年改正保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者）
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
保険会社 （保険業法第3条の規定に基づく免許を受けて保険業を営む者）

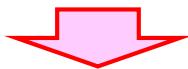
○ 評価対象となる補償制度の要件

労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基になった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、下の①・②の要件を満たすもの

- ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。
 - ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基団となった災害のすべてを対象とするものであること。

- 保険業法に基づいて設立された組織については、保険商品が上記の要件に適合しているかを確認して加点
 - 保険会社以外の組織については、上記の4団体の補償制度であって、要件を満たしている契約を加点
= 捕償制度自体は要件を満たしていても、その商品の提供者が保険会社でない場合は、告示に列記されている4団体以外は加点せず

改正後



中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加点

③ 建設業の経理の状況(W5)に係る改正

四三三〇四七

企業会計基準が頻繁に変化する中で、継続的な研修の受講等によって最新の会計情報等に関する知識を習得することが重要になってきていることを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者を以下の通り改正

公認会計士等数 = (イの人数 × 1.0) + (ロの人数 × 0.4)

	従来	改正後
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士となる資格を有する者 (公認会計士となるための登録を受けていることを要しない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 (公認会計士として登録されていることが前提)
	<p>■ 営業士等の専門知識をもつ者 専門士となるため登録を受けていないことを要しない</p>	<p>■ 営業士であって、専門知識をもつ者 専門士として登録されていることを要しない</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・1級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・2級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

- H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる。
 - 経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後のイに掲げた者となる。

- 改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価することとした。
- 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。
- 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合により評価する。
- 評点については、以下の算式により算出される数値をもって審査する。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

) -2 W10における技術者に関する評価の詳細

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

- 技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。
- CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とする。
- 各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。
各技術者のCPD単位

$$\left[\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}} \right] \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これ切り捨てる。

また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。

- $\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$ の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財團法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人家木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築土事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財團法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

- 技能者数は、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く)の数とする。
- 技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の数とする。
なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。
- 控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。
- $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。
なお、技能者数 - 控除対象者数 = 0 の場合、 $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値は、0とする。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

W10の評点は、上記の算式によって算出される数値を、左の表にあてはめて審査する予定。

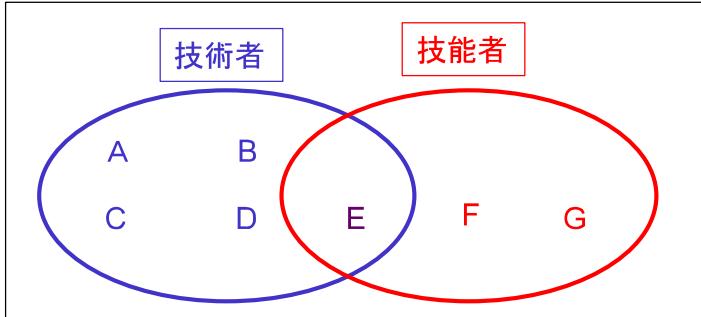
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

④ -5 W10評点の計算例

国土交通省

(想定)

建設会社Y



- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。
(=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。)

(技術者に係る評価関係)

氏名	認定されたCPD単位	CPD認定団体	別表18の右欄	計算式	各人のCPD単位	CPD単位取得数
A	20	(公社)空気調和・衛生工学会	50	$20 \div 50 \times 30 = 12$	12	115
B	10	(一財)建設業振興基金	12	$10 \div 12 \times 30 = 25$	25	
C	50	(一社)建設コンサルタント協会	50	$50 \div 50 \times 30 = 30$	30	
D	31	(一社)交通工学研究会	50	$31 \div 50 \times 30 = 18.6$	18	
E	80	(公社)地盤工学会	50	$80 \div 50 \times 30 = 48$	30	

$$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} = \frac{115}{5} = 23 \quad \rightarrow \quad 21\text{以上}24\text{未満のため、「7」となる}$$

④ -5 W10の評点計算の例

国土交通省

(技能者に係る評価関係)

氏名	レベル向上の有無	3年前のレベル	技能レベル向上者数	控除対象者数
E	無	レベル2	1	1
F	無	レベル4		
G	有	レベル1		

$$\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者数}} = \frac{1}{3-1} = 50\% \quad \rightarrow \quad 15\% \text{以上のため、「10」となる}$$

(W10の評点)

- 技術者に係る評価、技能者に係る評価、技術者数、技能者数を算式にあてはめると、

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数}+\text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数}+\text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者数}} \right)$$

$$= \left(\frac{5}{5+3} \times 7 \right) + \left(\frac{3}{5+3} \times 10 \right) = 8.125$$

→ 8以上、9未満であるため、W10の評点は「8」となる